

議案第36号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

- 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げて得た額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて得た額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。
- 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 6 附則第2項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月

1日から規則で定める日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第6項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

令和2年5月15日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給したいので、この案を提出するものである。